

内閣参質二一一第一四〇号

令和五年七月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出難民審査参与員と難民認定の専門性との関係に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出難民審査参与員と難民認定の専門性との関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国会において行われた参考人質疑における参考人の発言に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二及び三について

御指摘の「オリエンテーション等」、「実務的な研修」及び「難民条約の解釈やインタビューの仕方といった基本的で実務的な研修や、供述の信憑性の評価の仕方、出身国情報の使い方などの個別事案に即した研修」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、難民審査参与員に対しては、任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、難民審査参与員の間で各々の専門分野に基づき情報交換を行うことで、難民審査参与員としての知見をより深めていただく趣旨から、難民審査参与員協議会を定期的に開催するなどしているところ、難民審査参与員に対する研修については、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議」（令和五年六月八日参議院法務委員会）の七において、「難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと」とされていることを踏まえ、今後、法務省において、必要な検討を行ってまいりたい。